

西和賀町まちづくり基本条例をつくる会会則

平成 21 年 6 月 9 日決定

1 名称

この会の名称は、「西和賀町まちづくり基本条例をつくる会」とします。

2 目的

この会は、町民が主体となって西和賀町にふさわしいまちづくり基本条例の制定を目指し、そのための条例案を策定することを目的とします。

3 存続期間

この会の存続期間は、まちづくり基本条例が制定されるまでとします。

4 会員

この会の会員は、西和賀町の住民並びに町内で働き、学び及び活動する個人とし、参加しようとするときは、事務局に申し込むものとします。

5 構成

この会に、全体会及び運営委員会を置くものとします。

この会に、会員の互選により代表及び副代表を各 1 人置くものとします。

この会に、必要に応じて作業グループを置くことができるものとします。

6 全体会

全体会は、会員全てを構成員とし、この会の最高意思決定機関とします。

7 運営委員会

運営委員会は、代表、副代表及び代表が指名する会員で構成します。

運営委員会は、各会議の運営方法の検討、会議に提案する内容の取りまとめ等この会の運営に必要な事項を担当するものとします。

8 会の代表等

代表は、この会の会務を統括し、副代表は代表を補佐するものとします。

全体会及び運営委員会の会議は、代表が招集し、代表がその議長となるものとします。

9 議事

決定は出席者全員の合意を原則としますが、迅速な決定を要する場合は、出席者の 3 分の 2 以上の多数決により決定するものとします。

会議では、お互いの意見を尊重し合い、自由な発言を原則とします。

10 会議の公開

この会の会議は、公開を原則とします。

会議の傍聴は自由にできるものとします。ただし、傍聴者が会議の妨害となるような行為をした場合は、退場を求めるものとします。

会議の内容は、町のホームページ、広報紙等によりできる限り公開するものとし、検討の経過、内容、成果等について、広く情報提供に努めるものとします。

11 町民からの意見聴取等

検討の過程においては、多くの町民が参加できる座談会等の方法により、幅広く意見や要望を収集し、参考とするものとします。

12 事務局

この会の事務処理のため、西和賀町役場政策推進室に事務局を置きます。

13 改正等

この会則に定めるもののほか、この会の運営について重要な事項は、全体会で決定します。この会則の改正についても同様とします。